輸出令別表第1の9(8)(省令第8条第十号) 情報セキュリティ(信号の漏えい防止装置)

品 名: 		ラメータシート ユリティ・貨物・パート2) Э 一 0 8	(1/2	
質 問 事 項	0	答	備考	
第十号 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように 設計した装置又はその部分品:				
情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置 (電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の 誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを 防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基 づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除 く。) 又はその部分品 (情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するた めに設計した部分品に限る。)				
(解釈) 「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」: 情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限り、電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。				
「部分品」: 他の用途に用いることができるものを除く。				
「貨物等省令第8条九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品」: 暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。				
☆第十号に該当し、規制されるものかどうかを判定する。				
[注意事項]				
☆ プログラムにより、信号漏えい防止機能を実現するものも当該装置の有する機能と同等の機能とみなして手順(1)以降で信号漏えい防止機能を判定すること。				
◇「副次的暗号装置」の判定				
1 電子計算機又はその部分品若しくは附属品か?	□ いいえ ↓	□ はい ←手順(1)へ		
2-1 当該貨物の有する主たる機能が、情報システムのセキュリティ 管理か?	<ul><li>□ いいえ</li><li>↓</li></ul>	<ul><li>□ はい</li><li>←手順(1)へ</li></ul>		
2-2 当該貨物の有する主たる機能が、情報の送信、受信又は記録及び保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)か?	□ いいえ   ↓	□ はい: ←手順(1)へ		
2-3 当該貨物の有する主たる機能が、有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用か?	□いいえ	<ul><li>□ はい</li><li>←手順(1)へ</li></ul>		
3 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか?	□ は い ↓	<ul><li>□ :いいえ:</li><li>←手順(1) へ</li></ul>		
4 上記 1~3の質問事項の回答欄において、全て左欄に のみチェックされ、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は 輸出者によって書面により確認できるものか?	□ <u>は い</u> ←最終判定欄へ	↓ いいえ		

該非用パラメータシート (情報セキュリティ・貨物・パート2) 様式9-08

(2/2)

質問事項		回答		備考
<u> </u>	判定			
・ 電磁波の放射による人体への危害若 誤動作の誘発を防止することを目的 漏えいを防止するように設計したもの	として信号の	□ <u>はい</u> ←判定欄へ	□ :いいえ: ↓	
<ul><li>電磁波妨害防止標準に基づいて信号 するように設計したものか?</li></ul>	の漏えいを防止	□ <u>はい</u> ←判定欄へ	□ :いいえ: ↓	
・ 情報を伝達する信号の漏えいを防止 したものか?	するように設計	<ul><li>□ いいえ</li><li>←判定欄へ</li></ul>	□ はい ↓	
・ その部分品か?		□はい	│	
・ 情報を伝達する信号の漏えいを防止 に設計した部分品か?	する機能を実現するため	)	□ <u>はい</u> ↓	
手順(1)の判定欄: 以上の結果、当該貨物、プログラムの有す標記第十号に該当するか?(注1) ※ 技術の判定のため、信号漏えい防止機場合は、ここで終了。貨物の場合は続	能の判定のみを確認する	(非該当)	□ <u>はい</u> (該当)	
手順(2):プログラムのみにより当該機能 (貨物の判定の場合で、手順(1 の場合にのみ、続けて判定する)				
<ul> <li>a. プログラムのみにより、貨物の有す 同等の機能を実現するものか?</li> <li>→「□ はい 」の場合は、上記手順 て、外為令別表の9の項(1)の判別</li> </ul>	(1)の判定結果を用し	— —— ↓ (貨物は当該 、 装置非該当、		
(様式9一技術(別紙1)を用いて判	可定すること)	技術は当該機 能実現プログ ラム該当)		
最終判定欄(貨物): 以上の結果、標記第十号に該当するか?(	注2)	□ <u>いいえ</u> (非該当)	□ <u>はい</u> (該当)	
) 回答欄においてアンダーラインが付いたもの 1つでも右欄にチェックされた場合は <u>該当</u> と	が、 <u>左欄のみにチェック</u> さ <i>*</i> 判定される。	れた場合は、当該判別	定貨物が標記第十号	に <u>非該当</u> であり
?) 手順(1)の判定欄の <u>左欄にチェック</u> された が最終判定となる。	場合は <u>その判定結果</u> が、 <u>そ</u> そ	うでない場合は、手順	<u>頁(2)</u> または <u>最終</u>	判定欄の判定結
	作成責任者:((	作成年月日	年 月	日)
	会 社 名			
	所 属			
	(フリガナ) 氏 名 <u>—</u> 電 話			的